

就学援助の基準・申請・支給等について

(2011年愛知自治体キャラバンまとめ)

※認定基準を生活保護基準の1.5倍以上としているのが5市町村(9.3%)、1.3~1.4倍としているのが11市町村(20.4%)
 ※申請書の受付で豊川市と稲沢市は、新規は市町村窓口、継続は学校で受け付けている
 ※認定基準額または所得基準額は月額で回答している市町村もある。また、持ち家の場合と借家の場合が混在している。扶養家族の人数も混在している。

※就学援助認定基準の「その他」欄は次の通り。
 ①生活保護受給者、②生活保護を停止または廃止された者、③市民税非課税または減免された者、④個人事業税または固定資産税が減免された者、⑤国民年金保険料が減免された者、⑥国民健康保険料(税)が減免もしくは減額賦課された者、⑦児童扶養手当が支給された者、⑧生活福祉資金貸付または世帯更正貸付を受けた者、⑨失業対策事業適格者手帳所持者または職業安定登録日雇労働者、⑩その他経済的に困窮している者

市町村名	就学援助認定対象基準		認定基準額または所得基準額		申請書の受付			民生委員証明
	生活保護基準	その他	2人家族 ※母30歳代、子ども小学生の場合	4人家族 ※父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合	市町村窓口	学校	両方	
合計	—	—	—	—	13	9	31	13
1 名古屋市	1.0	①②③④⑤⑦⑧⑨⑩	2,494,000	3,198,000		○		—
2 豊橋市	1.3	②③④⑤⑥⑦⑩	2,110,000	3,334,000	○			—
3 岡崎市	1.1	①②③④⑤⑦⑧⑨⑩	2,405,568	2,933,304			○	—
4 一宮市		①②③④⑤⑦⑧⑨⑩認定基準額は定めていません。別紙資料2-3「一宮市立小中学校児童及び生徒の就学に要する費用の援助に関する規則」参照	基準なし	基準なし			○	—
5 瀬戸市	1.25	①②③④⑤⑦⑧⑨⑩	1,850,000	3,000,000			○	—
6 半田市	1.0	①②③④⑤⑦⑧⑨⑩別紙「就学援助制度のお知らせ」のとおり	2,100,000	2,870,000			○	—
7 春日井市	1.2	①②③④⑤⑦⑧⑨⑩世帯収入で算定	171,699※持ち家 家賃は48,100円 を上限として	229,459※持ち家 家賃は48,100円 を上限として			○	—
8 豊川市	1.23	①②③④⑤⑦⑧⑨⑩	1,900,000	2,500,000	○	○		—
9 津島市	1.0	①②③④⑤⑦⑧⑨⑩			○			—
10 碧南市	1.0	①②③④⑤⑦⑧⑨⑩かつ、要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認めた者	1,529,352	2,020,188			○	—
11 刈谷市		①②③④⑤⑦⑧⑨⑩収入状況の急変等により困窮している世帯については、申請理由等を確認の上審査	2,300,000	3,060,000		○		必要
12 豊田市	1.3	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩1.3倍以上であっても民生委員の現状確認に基づいて判定している	2,090,000	3,060,000		○		必要
13 安城市	1.0	①②③④⑤⑦⑧⑨⑩	2,380,000	2,420,696			○	必要
14 西尾市		定めていません				○		所見必要
15 蒲郡市	1.3	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	社会保険料・生命保険料等の控除分が加算されるため、この条件だけでは所得基準額を算出できない				○	—
16 犬山市	1.2	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩					○	—
17 常滑市	1.3	次の各項のいずれかに該当し、教育委員会が援助を必要と認定する人。②③④⑤⑥⑦⑩				○		—
18 江南市	1.2	詳細は別紙のとおり	185,000	260,000			○	—
19 小牧市		※生活保護基準+市単独基準の1.3倍	年齢、居住状況等の情報がなければ金額は算出できない。				○	—
20 稲沢市		①②③④⑤⑥⑦⑧⑩			○	○		必要
21 新城市	1.5	③⑦			○			—
22 東海市	1.2	③④⑤⑥⑦⑧⑨	1,851,667	2,806,444		○		—
23 大府市	1.0	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	約1,544,000	約2,339,000			○	—
24 知多市	1.0	②③④⑤⑥⑦⑧⑨	1,416,852	2,171,184			○	—

市町村名	就学援助認定対象基準		認定基準額または所得基準額		申請書の受付			民生委員証明
	生活保護の基準	その他	2人家族 ※母30歳代、子ども小学生の場合	4人家族 ※父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合	市町村窓口	学校	両方	
25 知立市	1.4 1.6	愛知県の児童扶養手当の所得制限の1.1倍を目安としている	2,530,000	3,366,000			○	一部必要
26 尾張旭市	1.25	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨	算出不可	算出不可			○	—
27 高浜市	1.0	①②③⑤⑥⑦⑧⑨⑩ 母子・父子家庭は、生活保護基準の1.5倍	2,170,000	2,100,000			○	—
28 岩倉市	1.1	②③④⑤⑥⑦⑧⑨			○			—
29 豊明市	1.2	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	約165,000	約220,000	○			必要
30 日進市	1.5	①③④⑤⑥⑦⑧⑨	約218万(控除なし)	約344万(控除なし)			○	—
31 田原市	1.25	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	1,771,065	2,713,980		○	○	—
32 愛西市	1.2	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	1,958,000	3,303,000	○			—
33 清須市	1.3	②③④⑤⑥⑦⑧ ・すでに、1.4倍以下で運用しています。	※家賃など詳細が不明なため回答不可				○	—
34 北名古屋	1.2	派遣切り等急激な収入の減少(生活保護基準額の1.3倍未満)	※生活保護基準の1.2倍				○	—
35 弥富市	1.2	②③④⑤⑥⑦⑧⑨	1,585,000(持ち家)	2,406,000(持ち家)			○	—
36 みよし市	1.5	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	2,123,000	3,223,000			○	場合により必要
37 あま市		②③④⑤⑥⑦⑧⑩基準は参考基準として設けていますが、参考基準を超えて世帯についても現在の状況等を把握して決定している。			○			—
38 東郷町	1.3	需要額×1.3	153,000/月	249,000/月	○			—
39 長久手町		面談により、収入状況等を確認し、教育委員会で説明し、審議している	152,105/月	215,518/月	○			—
40 豊山町	1.2	①②③④⑤⑥⑦⑧⑩	生活扶助[(3類)+期末一時扶助+教育扶助]		○			—
41 大口町	1.0						○	—
42 扶桑町		①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩国の基準ど				○	○	—
43 大治町	1.2	①⑦⑩罹災・失業等特別な事情により生活が急変した者、または経済的に困窮した者	算出していません				○	—
44 蟹江町	1.1		2,450,228	3,080,359	○			—
45 飛島村		国の認定基準にあたっての目安に添って認定している。	所得基準は設けてない				○	—
46 阿久比町	1.4	児童扶養手当での所得制限を準	2,300,000	3,060,000			○	—
47 東浦町	1.4超	別紙東浦町就学援助費事務取扱要綱(抄)のとおり①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	2,380,000	3,140,000			○	—
48 南知多町	1.3	②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	1,963,338	2,631,668			○	—
49 美浜町	1.3	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	1,946,282 借家2,673,242	2,608,580 借家3,335,540			○	—
50 武豊町	1.3	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	1,955,954 借家2,682,914	2,618,252 借家3,345,212			○	—
51 幸田町	概ね1.5	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩ 年度途中において、生活状況が急変し、援助が必要になった場合も随時受け付けている。					○	一部必要
52 設楽町		①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩					○	—
53 東栄町		①要保護に準ずる程度に困窮しており、教育委員会で認めた者	100,000/月	160,000/月	○			—
54 豊根村		①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者・学校の納付金減免者・納付状況の悪い者、昼食、被服等が悪い者、または学用品、通学用品等に不自由している者で保護者の生活が極めて悪いと認められる者、経済きな理由による欠席日数が多い者			○			—